

山国川中上流域では、

流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため、
特定都市河川浸水被害対策法に基づき

「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」

指定を目指します。

■山国川特定都市河川流域図



平成24年7月洪水（山移川合流点）



令和5年7月10日洪水（耶馬溪橋）

- 凡例
- 特定都市河川流域界
 - 特定都市河川
 - 市町村界
 - 市町村役場（支所）

なぜ、山国川で「特定都市河川」 「特定都市河川流域」の指定をするの？

山国川中上流では、平成24年7月洪水等、幾度となく浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。

「流域治水」とは？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方です。

「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

都市部を流れる河川及びその流域について、**浸水被害防止のための対策を推進する法律**です。令和3年の法改正により、指定の対象河川が拡大されました。

特定都市河川
ポータルサイト



「特定都市河川流域」に指定されると どうなるの？

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う**雨水浸透阻害行為**（雨水を浸みこみにくくする行為）に、**貯留・浸透対策が義務付けられます。**

特定都市河川が指定されると流域内で 雨水浸透阻害行為を行う際は

**許可が
必要!!**

雨水の流出抑制のため**許可が必要**
な場合があります

- ▶ 特定都市河川流域内【山国川中上流域：耶馬溪橋（オランダ橋）より上流】の**宅地等以外の土地**において、**1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等※にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、大分県知事の許可が必要になります。
- ▶ 許可にあたっては技術的基準に基づいた**雨水の流出抑制対策**が必要になります。
- ▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、**罰則**があります。

※「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

以下のような、雨水浸透阻害行為
（1,000m²以上の場合）を行う際には・・・

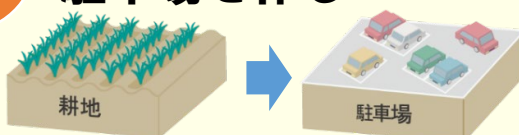
例えば

耕地 など締め固められて
いない土地に
建物を建てる



例えば

耕地 など締め固められて
いない土地に
駐車場を作る



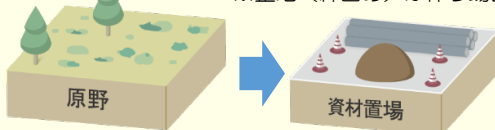
例えば

林地 など締め固められて
いない土地に
太陽光発電を作る



例えば

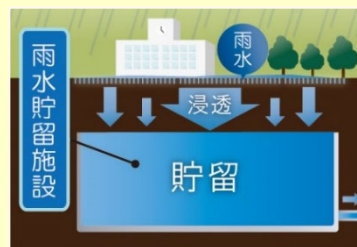
原野 など締め固められて
いない土地に
資材置場を作る
※整地（締固め）が伴う場合



**雨水を貯留または浸透させる
ための対策が必要です。**

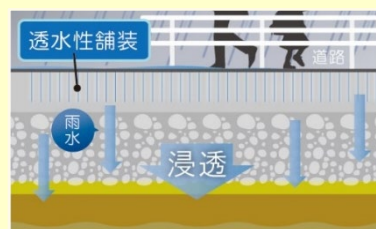
例えば

雨水貯留施設



例えば

浸透性舗装



例えば

浸透ます

